

# 白井市商店街共同施設維持管理事業補助金交付要綱

所管課

産業振興課

## 1 補助金の名称

白井市商店街共同施設維持管理事業補助金交付要綱

## 2 補助金交付の目的

商店街の活性化を図るとともに、一般公衆の利便性に資するため。

## 3 用語の定義

「商店会」とは、白井市の中小商業者で構成する団体組織で市長が認めるもの。

「商店街共同施設」とは、

①アーケード、アーチ、街路灯、プランター

②共同駐車場、駐輪場

③その他市長が特に認める施設

## 4 補助対象

白井市内商店会（白井商店会、白井第一商店会、白井北総商店会、富塚地区商店会、富士商店会、西白井駅前サンロード商店会、白井駅前商店会）

## 5 補助対象経費

●商店街共同施設を維持・管理する事業に要する経費で、次の経費（利益のみの目的として事業は対象外）

①商店街共同施設の改修・修繕に要する経費のうち、別紙に定める経費（新たに設置する場合を除く）

②商店街共同施設の維持管理に要する経費のうち、別紙に定める経費（改修費及び電灯料を除く）

③商店街共同施設である街路灯に係る電灯料のうち、別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

利益のみを目的とした事業

## 6 補助額（率）

別紙に定める額とする。

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

平成25年度

## 9 補助金の終期

令和10年3月31日

## 10 改正履歴